

議会運営委員会報告書

平成30年11月21日

備前市議会議長 立川 茂 様

委員長 沖田 護

平成30年11月21日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

| 案 件 | 審査結果 | 備 考 |
|---|------|-----|
| 1 議長の諮問に関する事項についての調査研究 ① 11月第7回定例会（平成30年11月28日招集）の運営について ② 請願・陳情の受理状況（次のとおり） ③ 請願書の取り扱いについて | 継続調査 | — |
| 2 議長の諮問に関する事項についての調査研究 ① 前期からの申し送り事項について ② 委員会行政視察について ③ 報酬支給日の変更について ④ 平成30年7月豪雨災害に対する義援金について ⑤ 行事予定等について | 継続調査 | — |

《 委員会記録目次 》

| | |
|----------------------|----|
| 招集日時・出席委員等 | 1 |
| 開会 | 2 |
| 議会の運営に関する事項についての調査研究 | 2 |
| 議長の諮問に関する事項についての調査研究 | 6 |
| 閉会 | 14 |

議会運営委員会記録

| | | | | |
|-------|----------------|--------|---------|------|
| 招集日時 | 平成30年11月21日（水） | | 午後1時30分 | |
| 開議・閉議 | 午後1時30分 | 開会　～ | 午後2時30分 | 閉会 |
| 場所・形態 | 委員会室A・B | 閉会中の開催 | | |
| 出席委員 | 委員長 | 沖田　護 | 副委員長 | 土器　豊 |
| | 委員 | 尾川直行 | | 掛谷　繁 |
| | | 中西裕康 | | 石原和人 |
| 欠席委員 | | なし | | |
| 遅参委員 | | なし | | |
| 早退委員 | | なし | | |
| 列席者等 | 議長 | 立川　茂 | 副議長 | 橋本逸夫 |
| 傍聴者 | 議員 | なし | | |
| | 報道 | なし | | |
| | 一般 | なし | | |
| 説明員 | 議会事務局長 | 草加成章 | 議会事務局次長 | 入江章行 |
| | 議事係長 | 石村享平 | 議事係主事 | 楠戸祐介 |
| 審査記録 | 次のとおり | | | |

午後1時30分 開会

○**沖田委員長** ただいまの御出席は6人でございます。ただいまより議会運営委員会を開催したいと思います。

***** 議会の運営に関する事項についての調査研究 *****

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○**石村議事係長** それでは、11月第7回定例会の運営について御説明申し上げます。

本定例会につきましては、本日招集告示がなされておりますので、お手元に議案を配付させていただいております。

総括日程について、まず御説明申し上げます。

総括日程表の案をごらんいただきたいと思います。

9月定例会閉会後に予定といたしまして日程を御協議いただいておりますとおり、会期につきましては11月28日から12月19日までの22日間の案といたしております。11月28日の初日につきましては、別紙により後ほど詳細を説明させていただきます。

一般質問ですが、12月5日からの3日間とし、通告された全ての質問を終えた後に議案の質疑、委員会付託、請願の上程、請願の委員会付託を行うこととしております。また、通常どおり質問議員数をあらかじめ御決定いただき、予告周知をしたいと考えております。質問者数に合わせて10人から14人を想定して、日程表内に案としてお示しをしておりますので、あわせて御決定をいただきたいと思います。

病院事業管理者への質問でございますが、通告がございましたら質問日を指定して出席をお願いしたいと思います。なお、指定日は定例会第10日目、一般質問の3日目をお願いしたいと思います。つきましては、通告時に引かれるくじにかかわらず、病院事業管理者への通告がある方は3日目に繰り下げてお願いをいたします。病院事業管理者への通告者数によっては再度議会運営委員会で御協議いただく場合がございますので、御了承を願います。

全ての一般質問を終えましたら、議案の質疑、請願の上程、紹介議員の紹介、議案の委員会付託を7日に行い、休会の10日から13日に総務産業委員会、厚生文教委員会、17日に予算決算審査委員会を開催いただき、18日を予備日として、19日が定例会最終日ということでございます。

次に、レジュメに戻っていただきまして、付議事件でございますが、市長提出議案が21件ございます。内訳はレジュメに記載のとおりでございます。また、9月定例会で継続審査となっておりました一般会計決算が閉会中の委員会で結審されておりますので、予算決算審査委員長からの報告を行っていただきます。審査結果等は、別添委員長報告書のとおりでございます。少数意見が留保されましたので、少数意見報告書が添付されております。最後に、新規に受理した請願が3件でございます。

付議事件については以上でございます。

議案等の審議方法ですが、所管の常任委員会への付託審査といたしております。付託案件は、別添の委員会付託案件表（案）、請願文書表（案）のとおりでございます。付託案件のうち議案第99号一般会計補正予算については分科会を設置せず、17日の予算決算審査委員会において審査をいただきたいと思っております。

次に、一般質問の通告期限につきましては定例会第2日目、11月29日の午前10時、質疑の通告期限につきましては定例会第6日目、12月3日の午前10時といたしております。

会議録署名議員は、13番川崎議員、14番中西議員、15番橋本議員にお願いしたいと考えております。

それでは、初日の日程について御説明申し上げます。

別紙の第1日目の日程表をごらんいただきたいと思っております。

定例会の開会に当たり、議長、市長、教育長から諸般の報告をいただき、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、日程3で閉会中に結審された継続審査案件について予算決算審査委員長からの報告をいただき、質疑をお受けいただきます。あわせて少数意見の報告を中西議員から行っていただき、質疑をお受けいただきます。日程4で報告案件の討論、採決ですが、本案は認定することに反対される少数意見が留保されておりますので、討論の後に起立採決が行われることが想定されます。

初日の議事日程は以上でございます。

最後に、その他でございますが、11月に厚生文教委員会において行政視察が実施されておりますので、最終日に委員長から報告をいただいております。

11月第7回定例会の運営については以上でございます。

○**沖田委員長** ありがとうございます。

この中で、前回一般質問につきまして6、5、3ということでやらせていただきましたけども、今回もこれで、14人になった場合の話ですけども、ここに書いてあるとおりでいいのかなど、もし皆さん方から御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

何人になるかまだ決定しておりませんが、12人なら5、5、2、特になければこういう形でやらせていただくということでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それから、病院事業管理者については最終日になるということも従来どおりということで、よろしく申し上げます。

じゃあ、2点目の請願・陳情の受理状況につきまして事務局のほうからお願いいたします。

○**石村議事係長** それでは、請願・陳情の受理状況について御説明申し上げます。

新規に受理した請願は3件でございます。審査につきましては、先ほど御決定をいただきました請願文書表のとおり各常任委員会に付託をいただきます。請願書につきましては、別紙2のとおり配付をいたしておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。この中で、請願第5

号ですけれど、請願者が東備民主商工会、田口豊作会長となっております、田口議員に除斥が適用されるかどうかということでございますが、前回の定例会でも2親等に当たる方が請願者であったことを受けて御説明を申し上げましたが、繰り返して申し上げます。

除斥とは、地方自治法第117条において議員及び2親等に当たる者が一定の利害関係を有する事件について当該議員はその議事に参与することができないと規定されておまして、議会における審議の公正を期すため本会議で適用されるものであり、委員会においては委員会条例第18条の規定に同様の規定がなされているものでございます。除斥に該当するか否かについて疑義がある場合は、委員会でお諮りすることになりますが、本請願の審査は付託された委員会、本会議のいずれにおいても審査が行われますので、あらかじめ本日の議会運営委員会において御協議をいただきたいと考えております。請願者が議員自身または2親等の方である場合、一身上の事件に該当するとの見方もできますが、請願の内容に関係なく、全て除斥の対象とすると、除斥の該当範囲が余りにも広範囲になることから、直接的な利害関係があると認められる場合にのみ除斥を適用する必要があるというふうに専門書のほうでも解説がございます。本請願の審査においては、直接的な利害関係には該当しないのではないかと考えておりますが、議会運営委員会での御協議をいただきたいと思っております。

その次のページですけれど、本日までにお受けした陳情を一覧表にしております。陳情第6号までにつきましては既に写しを各議員に配付させていただきました。陳情第7号につきましては署名簿が添付されておりましたので、その数の関係で本日机の上に配付をさせていただきました。陳情第7号につきましては、さきに御報告いたしました請願第4号と同趣旨のものでございまして、5,000名弱の署名簿を事務局で保管いたしております。

請願・陳情の受理状況については以上でございます。

○**沖田委員長** ありがとうございます。

ここままで、田口議員が除斥に該当するかどうかという説明がありましたけども、原則的に過去の例から見ると除斥に該当しないというふうに事務局の御判断もということによろしいんじゃないかな。

○**石村議事係長** 過去の例といいますか、それぞれ個別に判断する必要があると思うんですけど、これは請願された方の直接的な利害関係というふうには判断できないのかなというふうに考えております。

○**沖田委員長** 基本的に国への請願ということで、田口議員が利害が該当するかどうかということについていえばということで、直接利害関係はないと思っております。

それから、ここで請願書の取り扱いについて事務局から説明していただければと思います。

○**石村議事係長** 議題としては③番の請願書の取り扱いというところに入るんですけど、請願書の取り扱いについて今回御確認と御協議をいただきたい事項がございまして、一括して(1)と(2)をあわせて御説明申し上げます。

まず、請願書についてですけれど、実は先ほど御説明いたしました陳情第7号につきまして5,000名弱の署名簿が提出されている旨の御報告をいたしました。おおよそ5,000名に上る陳情者の一部の方に、請願書として提出を望まれていたことが判明いたしました。これは、請願者の方が請願を提出するための要件を御存じなかった。署名活動を始められた後に、事務局とのやりとりの中でそういった要件を知らされたために、署名活動に押印までを想定されていなかったということでございます。請願書の受理要件としましては、レジュメに会議規則の抜粋を載せておりますが、会議規則第139条において請願者の押印が必要となりますが、その部分については押印がありませんので、請願者として連署していただくということにはなりませんということを御説明して、陳情書として提出していただくことで御理解はいただけたものでございますが、その後も他で署名活動されている方から同様のお問い合わせをいただきました。

会議規則の抜粋の下にホームページの画像を添付しておりますが、請願の提出方法を説明したページにおいて赤で囲った「要押印」との記載が当時はございませんでした。これは指摘を受けて直した現在のホームページなんですけれど、今回の署名活動においては疑義を生じたということで、現在はホームページに赤丸はしておりませんが、「署名等（要押印）をお集めの場合は外〇〇名の署名簿をおつけください」といった説明にホームページを更新しております。今後、議員各位におかれましても、請願の紹介を依頼される際に提出方法について御説明される場合もあるかと思われますので、請願者は押印が必要ですよということを再度御確認いただきたいと思っております。

次に、請願の審査結果についてでございますが、請願の審査結果は先例によりまして請願者にも通知する、また申し合わせによって請願の審査結果は本会議において審査報告し、議決されたもの、または審議未了となったもののみを請願者に通知し、継続審査となったものはその通知をしないこととなっております。これは、法令上議会は請願の審議結果を請願者に送付する義務がないことから、通知を義務づけるため、また通知義務が生じても議決される、または審議未了となるまで継続審査の場合は通知しないことを明文化したためにつくられた決まりと考えております。このたびのように数千名からの請願者となりますと、採択であれ不採択であれ、全員に通知をするということは限りなく現実的ではありませんので、複数名からの請願については代表者に通知するよう先例の改正をお願いしたいと考えております。

改正方法としては、「請願の審査結果は請願者（代表者）にも通知をする」とさせていただき、請願を受理する際には代表の方に通知する旨を持参された方にお伝えをしたいと考えております。11月定例会に上程する請願の締め切りは昨日でしたので、平成31年第1回の定例会からそのようにさせていただければと考えております。

以上でございます。

○沖田委員長 以上で要は請願について先例を改めると。全員に、実際5,000名に全部送るといふわけには当然いかないわけで、この辺については代表者にとり事務局長案ですけど、いか

がでしょうか。

先例を改める場合はどうしたらいいんですかね。ここで決められるんですかね。

○石村議事係長 議会運営委員会の御決定をいただいて、議長決裁の後に改正したいと考えております。先例は議決案件ではございませんので、議会運営委員会の決定をもって改正をさせていただきたいと考えております。

○沖田委員長 ということです。

○掛谷委員 最終的にはこれは陳情第7号になってしまったということで、これが仮に請願書で上がって正式になった場合のみ今言われたことを適用するという解釈でいいんでしょうか。

○石村議事係長 おっしゃるとおりでございます。今回は印鑑がなかったので、陳情第7号については陳情というふうにしていただいたんですけど、押印があれば請願第4号になって、今まで数名で請願をされた方には全員に結果通知をお出ししておりました。ですが、これが何人なら出せるのかというお話もありますが、5,000人という数になりますと少し現実的ではないので、代表者にお出しをしたいという御提案でございます。

○沖田委員長 5,000人にも郵送するという事になれば、それだけでも大変な金額もかかりますし。どうですかね、委員の皆様。

○掛谷委員 ですから、それでいいかと思えます。事務局の案に賛成でございます。

○沖田委員長 事務局の案でよろしいということで、いかがでしょうか、委員の皆様、そういうことで。特に異論がなければ事務局案ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、よろしく願いいたします。

じゃあ、次の議題ですね。

○石村議事係長 済いません。それでは、先例のほうは御決定をいただいたということで改正をさせていただきたいんですけど、申し合わせは全員協議会と考えているんですが、全員協議会を開催いただくことは考えておりませんので、何らかの開催機会があればその際に御提案をさせていただきたいと思えます。

○尾川委員 5,000名という話があるけど、なら何ぼじゃったら……。代表者だけ、1人だけか、1人か2人だけというふうな考え方でいくということ。

○石村議事係長 代表の方をお決めいただいて、もしくは請願書の一番上にある方。それから、請願を持参された場合には、代表の方にお出しをさせていただきますよということを了解いただいてお出ししたいと思っております。

○沖田委員長 よろしいでしょうかね。

***** 議長の諮問に関する事項についての調査研究 *****

じゃあ、次の議題に行きたいと思えますけど、前回の申し送り事項につきましては、また改めて前回半日ほど御議論いただきまして、まだ検討課題がたくさんあるということがありましたの

で、また皆様の御都合をお伺いして、この議会が終わって年末か、年明けのほうがいいとは思いますが、1日とりまして議論してまいりたいと思います。議会基本条例の件もございますので、それぞれ会派のほうでもお願いいたします。

それから2番目に、委員会の行政視察につきましてちょっと検討課題が残ってございましたので、事務局は案をお願いいたします。

○石村議事係長 今年度の議会運営委員会行政視察でございますが、日程的には年明けということになってしまいましたけれど、事務局からの御提案としまして東京都の国立市と小平市なんですけれど、案件につきましては議会報告会と予算決算審査についてということで、国立市におかれましては委員会ごとに意見交換会を行っているというのをホームページで見まして、申し送り事項の中で議会報告会のあり方というのを御協議されている中で、委員会単位で報告会をやるのはどうかという御意見もあったんですけれど、実際にそういうことをされている議会がありましたので、そちらを視察させていただければと考えております。

それから、備前市議会はもう既に予算委員会については分割付託、それから選抜方式による一括付託、全員による予算委員会の分科会方式、それから分科会も設けず全員でやる、いろんなパターンを経験しまして、これ以上審査の方法はないかなというふうに思っていたんですけれど、小平市におかれては特別委員会方式なんですけど、一般会計補正予算は総務委員会に付託してしまうと、そこへ説明員を呼んで審査をするというようなやり方をされているようで、そのやり方が効果的なのかどうかわかりませんが、いろんなやり方をされているところがありますので、予算議案の審査方法について視察をしてはどうかと考えております。

その他御提案があればそちらを優先していただいたら結構なんですけれど、日程的には1月、2月ということになりまして、後ほど行事予定の中にも出てくるんですけれど、幾らかもう日程が埋まっておりますので。それと、あと委員さんがどうしてもこの日は都合がつかないという日を教えていただければ、日程の調整も11月定例会中には進めてまいりたいと考えております。

○沖田委員長 視察場所については国立市、小平市ということで、場所の選定につきましてはこれでよろしいでしょうか。

○尾川委員 これが悪いという意味じゃないんですけど、最近はこの間もちょっと聞いたんですけど、犬山市とか可児市とか新城市、愛知県の周りで結構議会改革をやって、可児市がええというんじゃないんですけど、かなり変わった、ちょっと発想が違うようなところを、備前市もなかなかそれを全て導入するということは難しいかもわからないので、そういうところもどうかというふうな私は考えを持っておりました。小平市の予算の委員会について、ちょっと規模的にどうかという感じはいたしますが、それがどの程度決まるとんかわからないんですけど、私の提案はそんなところなんです。

○沖田委員長 ほかの方ありますか。

○中西委員 事務局の案で考えてみたらどうかと思います。

○沖田委員長 それから、尾川委員がおっしゃったところも次年度2カ所ぐらい提案していただいて行くということで。

○尾川委員 だから、委員の意見を聞いて、それから案を出してくるような積み上げ式を考えてもらわんと、根回ししとるような印象があるようなことはやめるべきだと思う。

○沖田委員長 これは根回しは何もしてないと思うんですけど。

○掛谷委員 ①のところで、議会基本条例が申し送りにもなっているんで、予算、決算のやり方も若干それにかかわるんですけども、私が言いたいのは議会基本条例を、例えば来年の4月1日からやりましょうということになった場合に、本当に参考になるところというところを、これで視察は最後だと思うんですよ、だからどこも参考にはなると思うんですけども、本当に4月1日からしようと思うたら本気になってやっていかなきゃいけないんで、本当にいいところをもう一回探して。それが国立市にあるんだったら別に反対はしませんけども、尾川委員が言うようなところも研究してみたらと。余り東京と愛知で、帰りに寄れるところだったらいいけど、物すごく離れとったら日的に厳しいんで、できるんだったらそういうところを考えても。

○沖田委員長 1泊2日ですからできるだけ近いところで、別に我々が勝手に決めるつもりもありませんし、今案があっただけで、それで合意がとれば行けばいいし、だめならやめればいいし。また、今おっしゃったような案を次の、我々はもう一期あるわけですから、1年あるわけですから、そこでまた行かせていただければと思います。そういうところでいかがでしょうか。

○尾川委員 いや。だから、今、掛谷委員が言うように、議会基本条例に集中していくんならいくとか、そういうやり方というのが今までも議会基本条例を中心に調査してきとんじゃけど、来年の話なんか今からする必要はないと思うんですよ。

○沖田委員長 きょう決めるのかどうかということで、この案でだめだということであればまた振り出しで、もう一度皆さんの意見を聞いてということになるわけですけども。それを決めていただければいいんで。

○石原委員 小平市は、多分自治体の規模も違うんかもしれんですけど、今言われた予算決算委員会のあり方、特別委員会で、総務委員会へ一般会計の予算を付託してしまう形は今現在もずっととられとんですか。

○石村議事係長 小平市におかれては、一般会計補正予算は総務委員会に付託をして審査をしているということです。

○石原委員 補正予算。

○石村議事係長 はい。当初予算、決算は一般会計決算特別委員会、特別会計決算特別委員会で。

○中西委員 この2つの自治体の話は私もきょう初めて聞くわけで、ただこの委員会の中で、確かにどこに、どういう目的で行くんかということは十分話がされてないのは私もそれはそう思

いますけども、来年の3月にはこの委員会は行くことはできませんから、来年1月、2月で委員会視察をするとなると、きょう決めてしまわないと、後、段取りができないんじゃないかと。そういう意味では、きょう初めて聞いた2つの案ですけども、そこは事務局を信頼して、それで行政視察を行ってはどうかと私は思います。

○**沖田委員長** いかがでしょうか、そういうところで。

どうぞ。

○**土器副委員長** 今、尾川委員が提案したのを検討してみたら。掛谷委員も言ようられて。私はそう思う。

○**掛谷委員** ですから、2つ出ているんで、それが可能であれば時間的なこととかちよっと考えてほしい、2案あるわけですから。それで、どうしても無理だとなったら、国立と小平も近くですからこれは丸ですわ。だから、行きでも帰りでも行ける、沿線であれば、新幹線の。

○**沖田委員長** 相手があることですからね。相手が受けてくれないと。それと、私たちの日程が合うかどうかというこの2点が優先事項になるので。

○**掛谷委員** それを含めて検討していただいて、あとはお任せしますよ、委員長、副委員長に。

○**沖田委員長** じゃあ、国立、小平と、今言った犬山と可児市。じゃあ、この2案で大至急調整していただいて、調整できなければ最初の国立、小平でということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

事務局のほうはそれで。

○**石村議事係長** それで調整をさせていただきたいと思います。

○**沖田委員長** じゃあ、それをお願いします。

あと、日程的なことも、皆さんの御都合も大体お聞きしところ。相手がもちろんあつての話なんですけど、日程のほうも結構詰まっていますので、皆さんの調整を事務局までよろしくお願ひしたいと思います。

あと、その他のところで。

○**尾川委員** その他で事務局に聞きたいんじゃないけど、議案書というのは議運までに出るという記憶があるんじゃないけど、今回はきょうもろうたわけじゃ。だから、この議会運営委員会が早いんか、議案が遅いんか、その辺の説明を。

○**石村議事係長** 議案は議会の招集告示と同時に発送されることになっておりまして、招集の翌日に議会運営委員会を開催して日程等御協議いただくこととなっておりますが、11月定例会の招集日は、本日でございます。告示と同時に議案書が発送されて、議会運営委員会はあす開催されることになるんですが、あす実は産業祭が予定されているということで、産業祭後の議会運営委員会では、結果通知の発送がおくれることから、1日前倒して議会運営委員会を開催させていただきました。ですので、通常でしたらきょうの夕方に職員が帰るときに議案を近くの議員さんのところへお届けに上がって、招集日に議案がお届けされる、翌日の9時半に議会運営委員会が

開催されるというのが通常なんですけれど、今回はちょっと変則的に1日前倒しでさせていただいたということでございます。

○尾川委員 逆に悪うとれば、市長の都合でトップ会談がおくれて、こうずれ込んだんかなという感じを持ったんだけど。1時半からというのが変則的な開催じゃし、今話を聞いて、やっぱりどっちかというたら議会を優先して、その辺をよく配慮してもらいたいんですけど。

○沖田委員長 わかりました。ほかに。

○掛谷委員 1点だけちょっと言わせてもらいますけど、前期から申し送り事項の議会基本条例の制定について、これは逆算して考えてもらいたい。

委員長に提案するんですが、本当に4月1日にきちっと、どういう形であれ議会基本条例を施行しようというのであれば、逆算していかなきゃならないんですよ。そうしますと、やはりこれから二、三回は議論をしなければいけないという意味で、今たたき台を出していただいておりますね、それを各会派にきちんと、持って帰っているんですけども、各会派でこれは要らないんじゃないとか、これは足したほうがいいんじゃないとか、会派が自分らの考え方をきちんと入れ込んで、それで会派案をつくって、共通するところは入れ込むとか、それぞれ温度差があってもとまらないのはあると思います。そういう意味で提案したいのは、この11月議会の最終日までぐらいにはそれぞれ会派のたたき台を出されたらどうかと。それが次の第一歩だと思うんです。それから合意をされていくんじゃないかと。最後が2月の定例議会かなと思っているんで、委員長にそれを提案し諮っていただきたいと思っています。

○沖田委員長 どうしましょう。委員の皆さん。別に日程的にはそんなに厳しくない、もう案ができていて、それぞれ議論するところですから。いかがですか。じゃあ、最終日までに出していただいて。

それと、どこで集まるかということについては、また皆さん御協議して。やっぱり1日きちっと時間をとって集まらないといけないと思いますので、それは継続していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかに。

○尾川委員 この間、臨時会があつて、市長の政務報告はあつたんだけど教育長の報告がないというのは何か理由があるのかな。

○石村議事係長 教育長の諸報告は定例会のみに挨拶と一緒に登壇して行われるのが例であるという先例によって、臨時会は市長のみということになっております。

○尾川委員 まあええわ。先例を変えるしかないんじゃないかな。

○沖田委員長 それと、臨時会の話が出たんですけども、定例会に準じて、臨時会も執行部は全員出席をしていると。でも、これって本当に必要なかどうかというのもあると思うんです。だから、それはそれこそ先例になっているのか、事務局から教えていただければと思うんですけども。

○石村議事係長 委員長からお話がありました件は、これも先例でございまして、本会議へ出席する説明員は次の職にある者とし、議長から出席要求は行わないと。通常は説明員ですので、市長は当然提案者ですけれど、ほかの説明員につきましては議長から本来は出席要求されることとなりますが、備前市議会の場合は先例で常時本会議に出席を求める者は市長以下13名、それから必要により出席を求める者は監査委員でありますとか会計管理者、病院事業管理者等、必要に応じて議長が出席を要求するというようになっておりますので、特に要求書などを出さなくていいような取り扱いをしていただいております。先ほど委員長のほうがおっしゃったのは、臨時会についてということで、この先例自体は恐らく定例会、臨時会という考え方がなくて、定例会においてというのが根底にあるのかなと思っております。

先般の11月臨時会においては、庁舎建設に係る契約変更議案のみであったにもかかわらず、常時出席とされる市長ほか12名の出席をいただいております、結果的に閉会したのが午後4時過ぎであったということで、そこまで全ての説明員を拘束してしまったということがございました。この件については、今後御検討いただく余地があるのかどうなのか御協議をいただければと事務局としても考えております。

○沖田委員長 きょうどうというあれではないんですけど、これについても今後検討していけばいいんじゃないかと思うんで、いかがでしょうか、皆さん。本来仕事をしてもらわんとはいけませんから、ほかの部長職の皆さんにもと思います。

ほかに何かその他であれば。

○中西委員 2つなんですけど、1つは給与日の変更についてのこれは、15日から22日へ変更になるというのは何か理由があるんでしょうかというのと、もう一つは30年7月豪雨災害に対する義援金について御礼というのが入っていて、議長会から備前市に10万3,673円という非常に微妙なお金が入って、この配布はどのようにされるのかお聞かせ願いたい。

○草加議会事務局長 今御指摘をいただきました2件、全国議長会からの義援金と給与支給日の変更の件ですけれど、御報告する予定でございました。

それでは、御報告をさせていただきます。

まず、全国議長会からの義援金についてでございます。お手元に資料をお配りしておりますが、全国議長会から御礼の文書でございます。

平成30年7月豪雨に際し、各市から全国市議会議長会へ寄せられた義援金が1億2,227万2,428円でございます、それを11月7日に被災した10の府県へ配分されまして、岡山県へは6,267万6,846円が配分されております。その配分の考え方につきましては、1の(1)、(2)のとおりでございます、対象は災害救助法が適用された市がある10の府県、配分方法は日本赤十字社の義援金配分に準拠して算出されたということでございます。

2番目に、贈呈先として岡山県市議会議長会6,267万6,846円というものが記載してあります。

1枚めくっていただきますと、岡山県へ配分されました6,267万6,846円について、県内の市へ配分した一覧をここに計上をしております。備前市へは10万3,673円が配分されております。

それで、もう一枚めくっていただきますと、配分の方法が示されておまして、これは岡山県市議会議長会のほうで決定をした配分方法でございます。具体的には2つありまして、一律配分額Aというものと、被害配分額(B)を合わせた額で算出をされております。一律配分額(A)というのは、各市一律10万円。それから、被害配分額(B)は、一律配分額を除いた残りの額を被害割合で案分して算出をしております。この被害割合につきましては、日本赤十字社の義援金配分に準拠して算出されておまして、死亡1人につき1、家屋全壊1棟につき1、半壊は0.5、床上浸水1棟が0.1で算出されているということでもあります。

もう一枚めくってもらいますと、この配分方法によって配分をした岡山県の市の一覧があります。一番左側に市の名前、右の列に被害状況、被害状況掛ける係数、それから被害割合(C)、それから被害配分額(B)、それから一律配分額(A)と。一番右に各市配分額(AプラスB)とあります。備前市は真ん中より少し下のところございまして、床上浸水が4棟あったということで、その被害状況掛ける係数のところが0.4となっております。被害割合を100%で換算いたしますと、0.00600%ということになりまして、その率によって算出された金額が3,673円で、一律配分額(A)と合わせまして10万3,673円ということで備前市へ配分される予定でございます。配分の振り込みの時期でございますが、今のところ11月末の予定と聞いております。

備前市といたしまして、振り込まれた10万3,673円でございますが、床上浸水の被害4世帯へ交付をしたいと考えております。交付の方法は、議長が直接4軒の被害世帯へ持参をしたいと今のところ考えております。

○**沖田委員長** それから、給与日の変更。

○**草加議会事務局長** それでは、続いて給与日について説明をさせていただきます。

お手元に配付いたしておりますのは、総務課から一般の職員へ回覧という形で通知をされたものであります。平成31年1月支給の給与から支給日が毎月15日から22日へ変更しますという内容でございます。これは、職員もこういうふうになるんですが、実は議員報酬の支給日につきましては備前市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に係る条例第6条に規定されておまして、そこには議員報酬の支給方法については一般職の職員の給与及び旅費の支給方法の例によるとあります。ということは議員報酬の支給日も来年1月より15日から22日へ変更をいただくということになります。

市の職員の支給日を変更する理由ですけれども、これは働き方改革に伴う見直しということで、毎月の出勤状況報告というものがあまして、これは毎月の休暇とか時間外勤務時間を所属職員の一覧にして総務課へ提出するんですが、その提出期限が毎月1日ということになっ

ておりまして、例えば月初めに週休日があるとか、年末年始とか、ゴールデンウィークとか、そういった場合には非常に事務が忙しくなりました、時間外で勤務をして、その出勤状況報告をまとめなければならないというようなことがありますので、そういったことをやめるために支給日を15日から22日へ変更することで、この出勤状況報告の提出期限を毎月1日から7日へ変更できると、これが変更する理由と聞いております。

○**沖田委員長** よろしいですか。

○**中西委員** 1つ細かいことを聞いて本当に申しわけないんですが、備前市に配分された義援金なんですが、4軒で割ると余りが出てしまうと。それはどうされるんじゃないですか。

○**草加議会事務局長** 先ほど備前市に配分される金額が10万3,673円、これを均等に4等分しますと1世帯当たりが2万5,919円となります。この1円未満で、実はこれは3円足りないんですけども、余らすわけにもいきませんので、正確に言いますと2万5,918.幾らというふうに端数がつくんですけど、918円というわけにもいきませんので、919円にすると3円不足するんですけども、この3円は何らかの形で補填をするということを今のところ考えております。また、この金額が1円単位まで果たしていいのかと。もう少し丸めたほうがいいんじゃないかということも考えられますが、それについての結論はまだ出しておりません。

○**掛谷委員** 義援金のことで、これは言うだけで、厳しいかなと思いますけど、瀬戸内市は全く被害がなしでも一律配分されるんよな。これまたここでの議論じゃないけど、これはどうなんだろうかと。1軒でもありゃあ一律になるんかなと思ったりするんじゃない。この辺のところの考え方というのは、ちょっと私も理解不能なんですよね。機会があったら、こういうやり方というのがどうなんかなと思います。

○**草加議会事務局長** 御指摘のように、瀬戸内市は床上浸水以上の被害に遭われたものはありませんが、配分されております。これは、岡山県市議会議長会の中で話をされたこととして、一律配分(A)、10万円なんですけど、を設けたのは配分額が0円となる、あるいは非常に少額となる市に配慮して一律10万円ということをまず決めたということでございます。さきの熊本地震におきましても、熊本市の市議会は一律30万円というふうに決められたそうで、これはそれぞれの都道府県の議長会においてこの配分方法は決められているということでございます。岡山県の議長会は、今言いましたけれども、非常に少額な市がある、あるいは0円の市があるというところを配慮して一律10万円ということを決めたということでございます。

○**掛谷委員** それは、被害を困つとるところに僕は差し上げりゃあええんじゃないかと思うんですよ。

〔「もうええが」と呼ぶ者あり〕

まあまあいいんですけど、私はそう思います。それは意見としてまた機会があったら言うてください。それだけのことです。

○**沖田委員長** それから、報酬支払い日の変更は、これはしょうがないわな。

○尾川委員 もうちょっと主張してもらわにゃいけん。こういう労働条件の物すげえ改悪というか、改悪とは言わんけえ、重大な案件じゃと思うんじゃ。それを今15日の日付で、文書で、それまでに組合に話して、いろいろ根回しして了解とっとなんじやろうけど、ちょっとそれにしては公表するのが手抜かりみてえな。文句は出んのんかな、それで。

それと、企業では、給料日をおくらせたらその間の生活費はどうするかということまで議論したよ。これは、日にちが1週間でも、1週間だったらいろんな振り込みやら何やらかんやら段取りしとるし、だから生活費の問題もあったり、物すごうもめて、半年とか、普通はそのくらいの配慮をしてやっていくのが、定石なら例えば切りのええ来年の4月からするとか。こんな急に1カ月先で、11月に出して1月から。よう皆文句言わんわ。おとなしいわ。

○草加議会事務局長 この支給日をおくらすことについては、組合と交渉して了解をいただいたと。交渉は10月中に行われたと聞いておりますが、了解を得た上でこの通知を出したと聞いております。

○尾川委員 配慮してせにゃあなあ。

○沖田委員長 では、ほかに何か……。

○土器副委員長 消防議会の臨時会なんですけど、備前市議会の日程に合わせて午前9時30分からじゃないですか。

○石村議事係長 消防議会につきましては、会議規則で会議時間が午前10時から午後5時ということになっておりまして、実は前回の全員協議会で午前9時30分からに改正する会議規則の一部改正案がこの臨時会で提案される予定でございます。

○沖田委員長 よろしいでしょうか。

○石村議事係長 今お話に出た行事予定なんですけれど、12月25日の一部事務組合議会の定例会は、日程がここで変更になりましたので、変更後のものを記載しております。

○沖田委員長 よろしいですか。なければ。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、じゃあこれで終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

午後2時30分 閉会